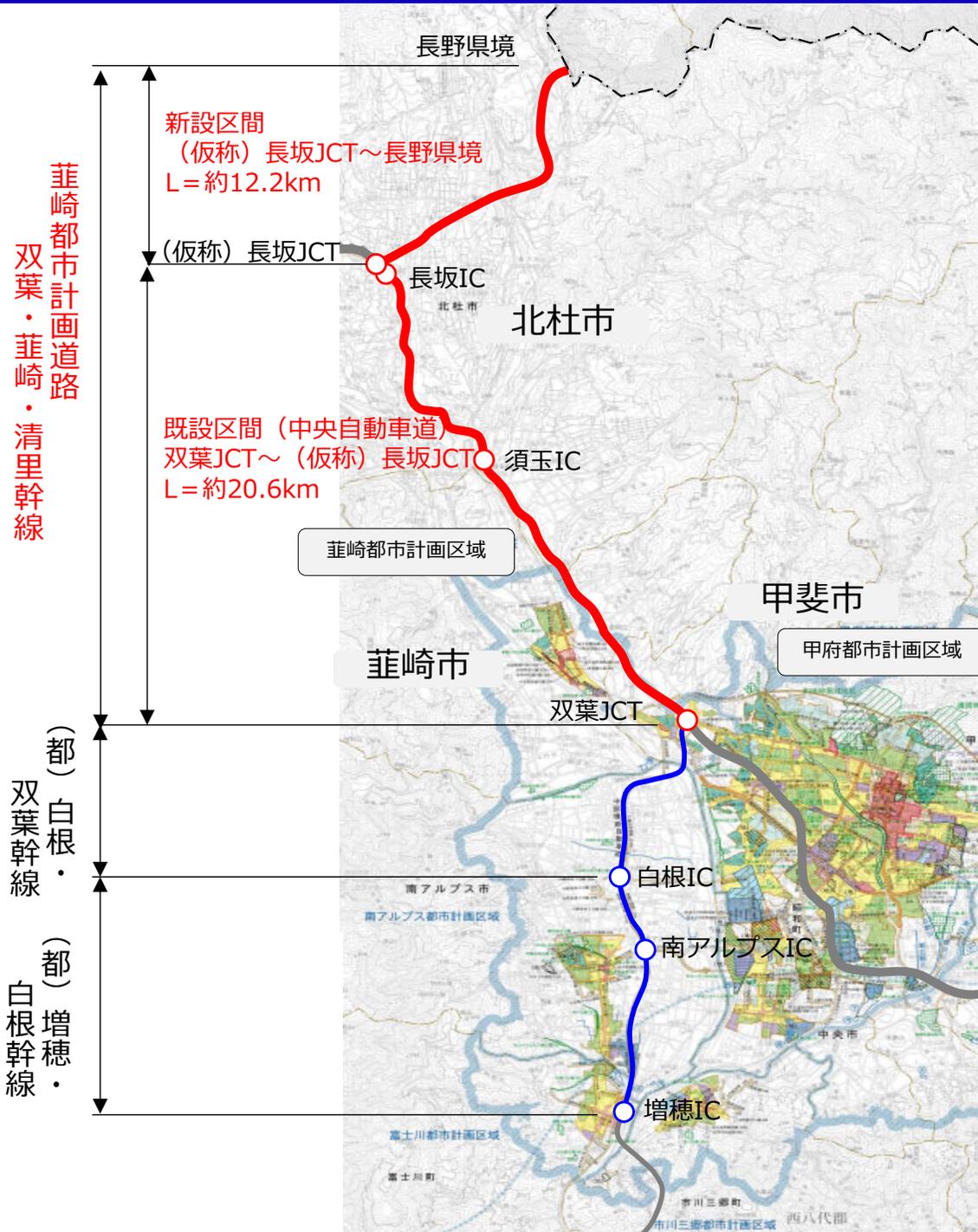


# 都市計画案について

韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線  
(中部横断自動車道 双葉JCT～長野県境)

令和8年2月

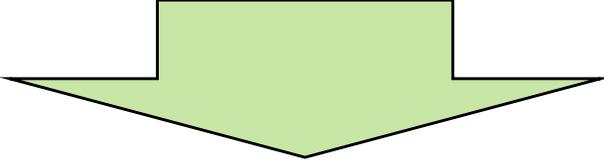
山 梨 県



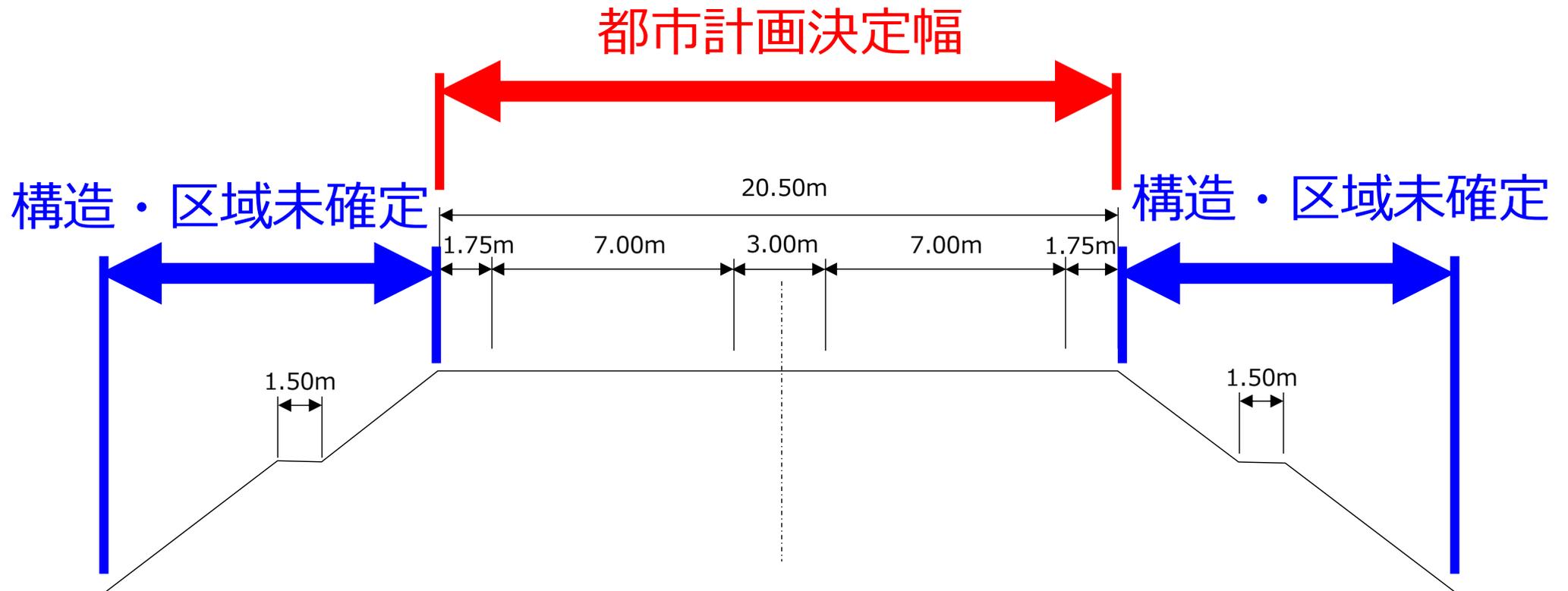
## 都市計画決定の区間

- 葦崎都市計画区域 (葦崎市、甲斐市) の各都市計画マスタープランにおいて、広域的な連携の強化路線として位置づけ
  - ① 既存工業機能の維持・強化
  - ② 企業誘致
  - ③ 観光振興の促進など
- 中部横断自動車道の役割・位置づけが明確となり理解促進につながる

- 都市計画決定することで
  - ① 計画段階における整備に必要な区域の明確化
  - ② 土地利用や各都市施設間の計画の調整
  - ③ 住民の合意形成の促進



双葉JCT～ (仮称) 長坂JCT～長野県境

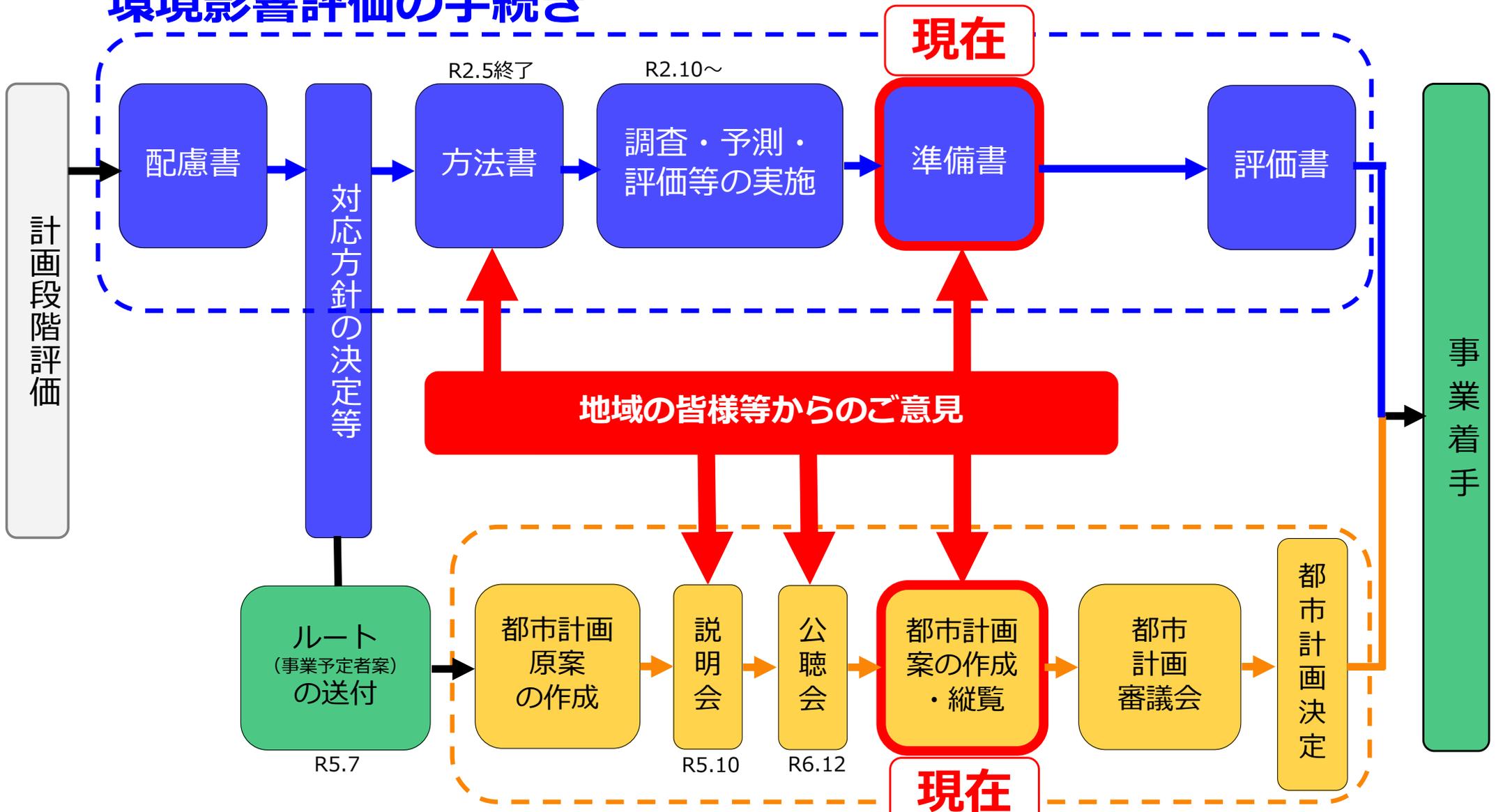


【横断図（例）】

※道路の詳細構造は  
事業着手後に設計されます

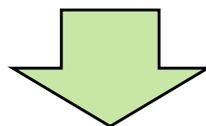
名 称	1・4・1号 双葉・葦崎・清里幹線
起 点	甲斐市龍地（中央自動車道 双葉JCT）
終 点	北杜市高根町浅川（長野県境）
延 長	約 33 km
車 線 数	4車線
設 計 速 度	80 km/h
道路構造の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○代表幅員 20.5m</li> <li>○構造形式 地表式、嵩上式、地下式、掘割式</li> </ul>

### 環境影響評価の手続き

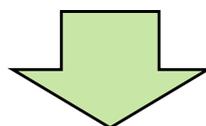


### 都市計画決定の手続き

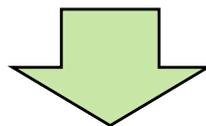
## 都市計画原案による環境への影響



- 計画路線の位置・基本構造の検討段階から環境保全に配慮
- 環境要素（15項目）について環境影響評価の実施
- 事業予定者が可能な範囲内で必要な環境保全措置を実施
- 必要に応じた工事中における各種観測等の実施
- 必要に応じた事後調査の実施



環境の保全について適正な配慮



準備書の作成

都市計画原案説明会・公聴会

意見

- 道路のルート・構造
- 手続きや合意形成
- 自然環境への影響
- その他の懸念・要望

検討

都市計画案の作成

公聴会	令和6年12月21日	公述人数 17名
-----	------------	----------

意見分類	意見数
・ルートや構造に関すること	16
・事業の手続きや合意形成に関すること	14
・自然環境に関すること	10
・事業の必要性に関すること	7
・用地補償に関すること	3
・関係機関協議に関すること	2
・埋蔵文化財に関すること	1
・動植物に関すること	1
・工事に関すること	1
・その他	14
合計意見数	69

## ルートや構造に関すること

### 意見の要旨

- ・長坂ICと（仮称）長坂JCTの距離が近すぎて非常に危険である
- ・須玉町上津金地区で西に急カーブし、冬期は凍結により危険である
- ・地域コミュニティーが分断され、北杜市まちづくりビジョンへの配慮がされていない
- ・須玉ICや双葉JCT周辺から分岐するべきではないか
- ・盛土構造は、住宅地の影響も大きいいため、橋梁構造を望む

### 都市計画決定権者の見解

- ・長坂ICと（仮称）長坂JCTの距離については、道路構造令の基準を満たしていることを確認しています。
- ・本道路の新設区間は、清里高原の南側を通りつつ、アクセス性に配慮し高い走行性と安全性を確保するため、中央自動車道長坂ICのやや北側で分岐し、東に向かい大門ダムの南側を通過し、そこから北進して長野県境を越える道路線形としています。  
また、住宅地・集落、別荘地、工場等の土地利用や自然環境等へ配慮し影響を小さくするよう位置を決定するとともに、寒冷地であることを考慮した道路構造令の基準を満足しています。
- ・中央自動車道から分岐するJCTの位置については、双葉JCTに近づくほど、長野県境の野辺山方面に向かう道路延長が長くなり、土地の改変や自然環境への影響が大きくなります。  
あわせて、双葉JCTや須玉IC周辺などで分岐し野辺山方面に向かう場合、その方向に急峻な山地部があり、整備費用を要するトンネル等の構造が必要となりコストの観点等からも都市計画原案に示す（仮称）長坂JCTの位置が妥当であると考えています。
- ・住宅地・集落周辺の道路構造については、橋梁形式とすることで周辺コミュニティーに与える影響を最小限に抑えられると考えておりますが、今後、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、現時点ではお示しできません。頂いたご意見については、事業予定者に伝えます。

## 事業の手続きや合意形成に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の意見を聞かずに進めている意見を言える場が少ない</li> <li>・ 公聴会開催通知の連絡が遅い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省（事業予定者）による手続きのなかで、平成25年1月30日から2月16日までの間に、北杜市での説明会を計10回開催するとともに、郵送、ファックス及びインターネットにより地域住民からのご意見を頂いています。また、令和元年8月1日から9月2日までの間に、環境影響評価方法書の縦覧を行い、その間に北杜市で計2回の説明会を行うとともに環境保全の見地からご意見を頂いています。 令和5年10月に都市計画原案説明会を北杜市で計2回開催し、今回、公聴会において意見を伺っています。</li> <li>・ 公聴会の開催については、住民の皆様などから広くご意見を聞くために、関係市の広報誌や県・市ホームページでお知らせするとともに北杜市については、それを補足するため、市全域を対象とした地域指定郵便により周知しており、適切に行っていると認識しています。</li> </ul>

## 自然環境に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地に道路が建設されると、土地がかからなくても被害影響がでるのではないか</li> <li>・豊かな湧水、地下水等の自然が破壊されることで住環境、営農活動にも支障をきたす可能性がある</li> <li>・工事による騒音や排気ガスによる住環境への影響や交通安全の観点で懸念がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本道路における環境に関する影響及びその対策については、環境影響評価準備書においてお示しすることになります。</li> </ul>

## 事業の必要性に関すること

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震などの災害が起こっているため、新たな道路を建設するより、復旧費用に回してほしい</li> <li>・様々な既存インフラの老朽化が問題になっているため、新たなインフラ整備は控えるべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本道路は、「災害時の代替路確保」「救命医療施設への移動時間短縮」「主要な観光地間の連携向上」など地域の課題を解消するためには、必要な道路であると判断しています。</li> </ul>

都市計画原案説明会・公聴会

意見

- 道路のルート・構造
- 手続きや合意形成
- 自然環境への影響
- その他の懸念・要望

検討

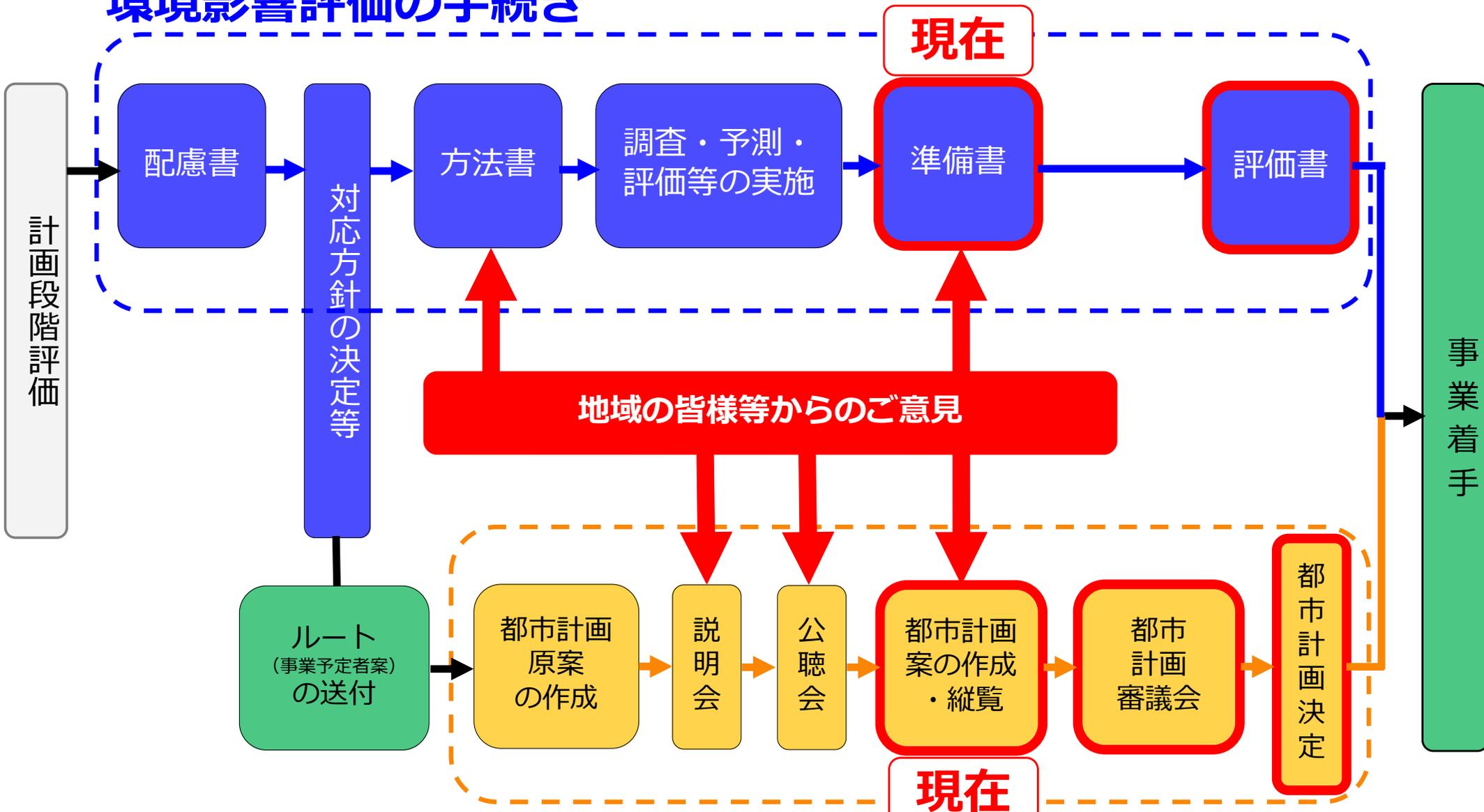
事業実施段階における構造検討等は必要  
都市計画道路の区域は、原案の区域が妥当

環境保全について適正に配慮

都市計画案  
(都市計画道路の区域は、原案と同じ)

準備書

## 環境影響評価の手続き



## 都市計画決定の手続き

## ● 縦覧場所

- ・ 山梨県 県土整備部都市計画課（甲府市丸の内1-6-1）
- ・ 山梨県 中北建設事務所都市整備課（甲府市貢川2-1-8）
- ・ 甲斐市 都市計画課（甲斐市篠原2610）
- ・ 韮崎市 建設課（韮崎市水神1-3-1）
- ・ 北杜市 まちづくり推進課（北杜市須玉町大豆生田961-1）
- ・ 国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 総務課（甲府市緑が丘1-10-1）
- ・ 山梨県 県民情報センター（甲府市丸の内1-6-1）

## ● 縦覧期間

- ・ 令和 8 年 2 月 2 日（月）～ 令和 8 年 3 月 2 日（月）  
8 時 30 分～17 時 15 分  
（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日を除く）

## ● インターネットによる公表

- ・ 山梨県 県土整備部都市計画課ホームページ  
(<https://www.pref.yamanashi.jp/toshikei/index.html>)

## ●意見書の提出期限及び方法

- ・令和8年2月2日（月）～令和8年3月16日（月）17時15分まで（必着）  
下記の受付機関に郵送または持参願います。
- ※以下の受付機関のみ、ファクシミリまたは電子メールでも受け付けます。  
山梨県（県土整備部都市計画課）

## ●意見書の提出先

受付機関	提出先
山梨県 県土整備部 都市計画課	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 ファクシミリ 055-223-1724 e-mail toshikeiass@pref.yamanashi.lg.jp
山梨県 中北建設事務所 都市整備課	〒400-0065 山梨県甲府市貢川2-1-8

## ●意見書の記載事項

- ・意見書を提出しようとする者の氏名及び住所  
（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書の対象  
（「環境影響評価準備書」・「都市計画案」のどちらを対象としたものか）
- ・意見の要旨

※意見書は任意様式ですが、縦覧場所及びホームページに参考様式を用意します。

本日の説明会資料及び説明動画は、**2月19日(木)** から  
山梨県ホームページ（以下のURL）に掲載します。

<https://www.pref.yamanashi.jp/toshikei/index.html>

ご不明点等ございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

◆都市計画手続きに関する問い合わせ  
山梨県 県土整備部 都市計画課  
TEL:05 5-2 2 3-1 7 1 6 (直通)

◆事業予定者の連絡先  
国土交通省 関東地方整備局  
甲府河川国道事務所 調査課  
TEL:05 5-2 5 2-5 4 9 1 (代表)

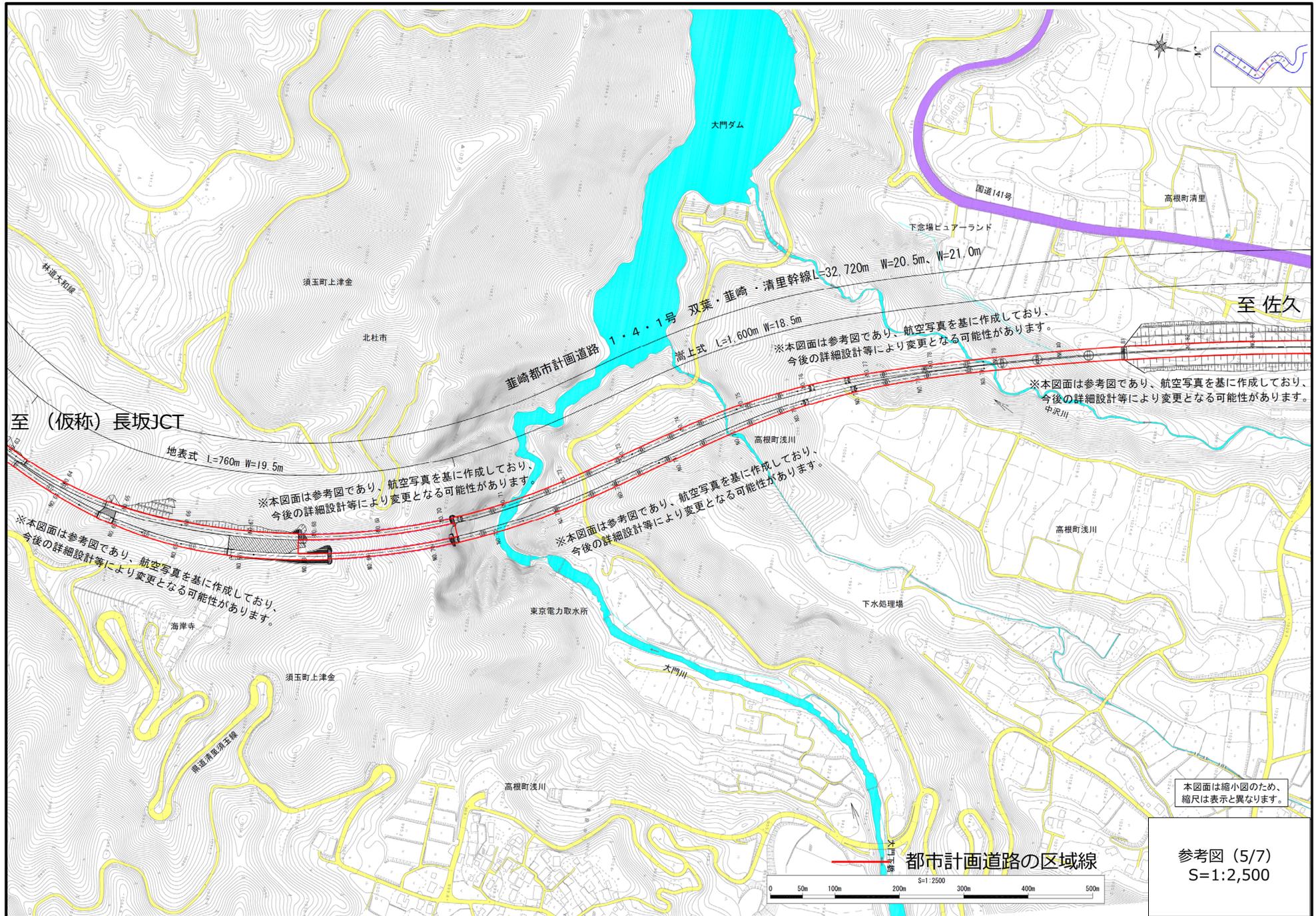








# 都市計画道路の区域（（仮称）長坂JCT～長野県境）





# 都市計画道路の区域（（仮称）長坂JCT～長野県境）

